

官民連携手法による新たな軌道系交通の導入に関する  
サウンディング型調査

実施要領

令和5年11月

石狩市企画経済部企業連携推進課

## 目次

1.	調査の概要	2
(1)	調査名称	2
(2)	調査対象	2
(3)	事業概要	2
(4)	参加対象者	2
(5)	調査目的	3
(6)	募集内容	3
2.	募集の手続等	4
(1)	調査スケジュール	4
(2)	実施要領等の公表	4
(3)	意見・提案書の募集	4
(4)	個別対話の実施	4
(5)	調査結果概要の公表	5
3.	留意事項	5
4.	開示資料	5
(1)	守秘義務対象資料	5
(2)	守秘義務対象資料提供申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出	5
(3)	第二次被開示者への開示方法	5
(4)	守秘義務対象資料の返却又は廃棄	6
5.	連絡先	6

## 1. 調査の概要

### (1) 調査名称

官民連携手法による新たな軌道系交通の導入に関するサウンディング型調査(以下、「本調査」とする。)

### (2) 調査対象

石狩湾新港地域から花川地区を経由して札幌市の地下鉄駅または JR 駅を結ぶ、鉄道事業法または軌道法に定める軌道系交通施設の整備・運営に係る事業を調査の対象とします。

### (3) 事業概要

事業概要については様式 1 「事業概要書」をご参照ください。

### (4) 参加対象者

次の①～⑥すべてに該当しない法人又は法人グループを対象とします。

表 1 本調査の参加除外条件

- |   |
|---|
| <p>① 本実施要領の公表日において、国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税）・都道府県民税・石狩市税（法人の場合は法人市民税及び固定資産税、個人の場合は個人市民税、固定資産税及び国民健康保険税）に滞納がないこと。</p> <p>② 参加者又は参加表明をする法人の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。</p> <p>③ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）に掲げる者でないこと。</p> <p>⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。</p> <p>⑥ 石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 8 年要領第 2 号）による指名停止の措置を石狩市から受けている若しくは今後受けることが明らかであるもの又は国及び他の地方公共団体において指名停止の措置を受けている者でないこと。</p> |
|---|

## (5) 調査目的

石狩市（以下、「本市」とする。）では長年公共交通機関が路線バスを中心としていたため、交通渋滞や積雪期の安定した移動手段の確保が課題となってきました。さらに近年では、商業エリアの開発が進む新港地区などの交通混雑についても懸念されているところです。こうした状況を背景に、軌道系交通が必要とされています。

加えて本市は再生可能エネルギー（以下、「再エネ」とする）が豊富に賦存しており、令和4年度には脱炭素先行地域に選定されるなど、脱炭素に向けて積極的な取組を推進しています。

上記のような経緯を踏まえ、市内外のアクセス性を向上させることによる都市の新たな魅力創出のため、新たな軌道系交通の導入に関する検討を行っています。

本調査は、民間事業者の皆さまとの対話を通じて、新たな軌道系交通の整備・運営への参入意向や、想定する施設計画、事業スキーム、各種条件（再エネの利活用を含む）などに関する意見・要望等をお聞きしつつ、新たな軌道系交通の整備・運営に関する条件の検討に活用することを目的に実施します。

## (6) 募集内容

本調査において、意見・提案を求める主な内容は下記の通りです。詳細は別紙2「調査票」をご参照ください。

表 2 意見・提案を求める主な内容

項目	設問
1. 基本情報	貴社・貴団体の概要
	本事業への基本認識
	本事業への参画意欲、希望する業務範囲、参画を検討する条件
2. 事業内容について	ルート・駅位置想定への意見・提案
3. 事業スキームについて	事業手法への意見・提案
4. 事業条件について	事業期間への意見・提案
	想定コストや事業者収入への意見・提案
	リスク分担への意見・提案
	検討しうる付帯事業・自主事業への意見・提案
	地域との受益・負担の仕組みへの意見・提案
	交通の脱炭素化への意欲・関心
5. その他	今後の本市における開発・投資等の計画
	本市への全般的な要望事項

## 2. 募集の手続等

### (1) 調査スケジュール

本調査のスケジュールは下記を予定しています。

本調査は、意見・提案書の受付と個別対話（ヒアリング調査）の2段階で実施します。別紙2「調査票」にご回答いただいた上で、本事業へ参入意向を有する事業者に対し必要に応じ後日個別対話への参加を依頼させていただきます。

表 3 本調査のスケジュール

年月	内容
令和5年11月22日（水）	実施要領等の公表
令和5年11月22日（水）～12月8日（金）	意見・提案書の募集期間
令和5年12月下旬～1月中旬	（必要に応じて）個別対話の実施
令和6年2月	調査結果概要の公表

### (2) 実施要領等の公表

実施要項、別紙及び参考資料を巻末記載のホームページに掲載します。

各資料の記載内容や、その他本調査にかかわる事項について不明点がある場合は、巻末記載のアドレスまで電子メールでお問い合わせください。

### (3) 意見・提案書の募集

意見・提案を行う場合は、別紙2「調査票」に記入のうえ、下記の期間中に電子メールにより提出してください。件名は【調査票提出】として下さい。

【意見・提案受付期間】令和5年12月8日（金）17時15分まで（必着）

【提出先】巻末記載の連絡先を参照

### (4) 個別対話の実施

別紙2「調査票」の受理後、提出された内容を踏まえ、下記の期間、必要に応じて提出者との個別対話を行うことを予定しています。

提出された内容に対する個別対話の実施の有無は、事務局にて判断します。個別対話を実施する場合、その日時については、個別に調整させていただきます。

【個別対話の実施期間】令和6年12月下旬～1月中旬

【実施方法】オンライン形式（使用システムはZoom、TeamsまたはWebexとします。）オンライン対応が困難な場合については、個別にご連絡をお願い致します。

【予定時間】60分程度を予定

【備考】オンライン形式の場合、事前に接続テストを行う場合があります。実施日時については、個別に調整させていただきます。

### (5) 調査結果概要の公表

意見・提案の結果（概要）に関して、公表を予定しています。公表の際は意見・提案の提出者の確認を得たうえで、事業者名を伏せてホームページに公表します。

なお、本調査手続きに際して、意見・提案の提出者のアイデア等の保護のため、提出者の名称、意見・提案の具体的な内容は原則として非公表とします。

### 3. 留意事項

- 本調査への参加に要する費用は参加事業者の負担とします。ご了承ください。
- 今後事業化に向けて新たな軌道系交通の整備・運営事業者の公募・選定を行うこととなった場合には、本調査の結果を公募条件の設定において参考とさせていただきます。また、情報等の取り扱い、知的財産権等については十分に注意致します。
- 本調査への参加実績が上記公募・選定に際して評価の対象となることはありません。また、本調査へ参加しなかった事業者でも、公募への参加は可能です。
- 本調査終了後も、必要に応じ、内容確認等のためご連絡する場合がございます。その際にはご協力をお願い致します。

### 4. 開示資料

#### (1) 守秘義務対象資料

本調査の意見・提案の提出に際し、以下の守秘義務対象資料の開示を希望される場合は、守秘義務を課した上で開示します。その他必要な資料がある場合、巻末記載の連絡先までお問い合わせください。

表 4 守秘義務対象資料一覧

番号	資料の名称
1	新たな軌道系交通 ルート案

#### (2) 守秘義務対象資料提供申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

守秘義務対象資料の開示を希望される場合は、別紙3「守秘義務対象資料提供申込書及び誓約書」に必要事項を記入し、事前に巻末記載の連絡先のメールアドレス宛に送付した上で、速やかに同連絡先の郵送先宛てに捺印済み書類を郵送等して下さい。なおメールの受信後、確認の返信をいたします。

【申込書及び誓約書受付期間】令和5年12月1日（金）17時まで（必着）

【提出先】巻末記載の連絡先を参照

【開示方法】電子データによる提供を想定しています。

【開示時期】令和5年11月22日（水）以降、順次、開示します。

#### (3) 第二次被開示者への開示方法

事業者は、グループの構成法人（定義については別紙3「守秘義務対象資料提供申込書及び誓約書」に従う。以下同じ。）、自らの関連会社、協力会社、融資を行う金融機関、格付機関及び応募アドバイ

ザー等（これらになろうとする者を含む。以下「第二次被開示者」と総称）に対して、提供を受けた守秘義務対象資料を開示することができます。

その場合、事業者は、グループの構成法人になろうとする第二次被開示者については本実施要領1（4）に示す本調査の参加除外条件に該当しないことを確認し、また、すべての第二次被開示者に対して自らが石狩市に対して負うのと同様又はそれ以上の守秘義務その他の義務（詳細は別紙3「守秘義務対象資料提供申込書及び誓約書」を参照のこと。）を自らに対して負わせた上で、「第二次被開示者への資料開示通知書」に必要事項を記入し、事前に巻末記載の連絡先のメールアドレス宛に送付した上で、第二次被開示者から受け入れた守秘義務の遵守に関する誓約書の写しとともに、速やかに同連絡先の郵送先宛てに捺印済み書類を郵送等して下さい。

#### （4） 守秘義務対象資料の返却又は廃棄

守秘義務対象資料の開示を受けた者は、本調査の終了日（結果（概要）公表日）までに、守秘義務の遵守に関する誓約書の定めるところに従って責任を持って返却又は廃棄し、速やかに、返却又は廃棄したことを証する書面（様式自由）を巻末記載の連絡先に郵送等してください。

## 5. 連絡先

書類等提出は下記連絡先まで送付してください。

### 【連絡先】

石狩市役所 企画経済部 企業連携推進課（佐々木、<sup>とりた</sup>部田）

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話番号：0133-72-3158 メールアドレス：kouwank@city.ishikari.hokkaido.jp

※応答可能時間：土曜日、日曜日、祝日を除く8時45分から17時15分まで

ホームページ：<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/kouwank/>

※本調査は、調査委託先である株式会社日本総合研究所に委託をして実施しています。  
提出いただいた書類や個別対話等について、同社より連絡する場合があります。

### 【調査委託機関】

株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門（大野木、大庭、山下、山田）

東京都品川区東五反田2-18-1

E-mail: 200010-R4ishikari-newtp@ml.jri.co.jp